消費者庁をはじめとする関係機関において、新年度を迎える前に、生活の節目に際しての注意喚起 資料を作成しておりますので、周知するものです。

事務連絡令和7年3月3日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 大学を設置する各地方公共団体担当当課 各 文部科学大臣所轄学校法人担当 課 大学を設置する各学校設置会社担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 担 当 課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 選 厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 厚 生 労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習•安全課

新入学生及び成年となる生徒等に対する消費者問題等に関する周知について(依頼)

日頃より消費者教育の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

消費者庁をはじめとする関係機関において、新年度を迎える前に、生活の節目に際しての注意喚起 資料を作成しております。<u>進学などに伴い一人暮らしを始める</u>など、新年度は新しい環境で生活を始 める学生が多くなる時期であり、<u>様々なトラブルを抱える可能性がある</u>ことから事前に周知をしてお くことは重要です。

また、令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたところです。このことにより、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

つきましては、別添で紹介する資料等を活用いただけるよう管内の各教育機関に対して御周知いた だきますようお願いいたします。

なお、初等中等教育段階の学校に対する周知の範囲及び方法については学校における働き方改革の 観点から、例えば他案件とまとめて周知する等、御担当において各学校の状況等を踏まえて御判断い ただきますようお願いいたします。また、大学等における周知方法につきましては、ガイダンス等に おける資料配布のほか、各学校のウェブサイトに別添の情報を掲載いただく等、広く情報が届くよう、 工夫いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習·安全課 消費者教育推進係

電話 03-5253-4111 (内線 2260)

若年者に対する消費者啓発資料等

【新生活に発生しやすいトラブルや事故等防止のための注意喚起等チラシ等】

体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」 偽装サークル、ネットトラブル(暗号資産)の VR 動画や美容医療のトラブル事例等を掲載 https://www.kportal.caa.go.jp/shohisha-ryoku/



新生活スタート応援。2020Ver. (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200318_01.pdf



安全・安心な新生活をスタート 事故を防止するための 5 つのポイント (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_014/pdf/caution_014_190320_0001.pdf



【成年年齢引き下げに係るチラシ等】

「18歳から大人」特設ページ(消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/



消費者庁「18歳から大人」Xアカウント

https://twitter.com/caa_18sai_otona



消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」

https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_003/znavi_line/



【若者に発生しやすいトラブルを防止等するための注意喚起等チラシ等】

霊感商法等の悪質商法対策に係る啓発チラシ(消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011/



不当寄附勧誘防止法ポスター (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/donation_solicitation_240624_01.pdf



不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか?」(消費者庁ホームページ)



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_250214_02.pdf

不当な寄附勧誘に心当たりがある方へ~不当寄附勧誘防止法の解説~<動画> (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/movie_004

海外事業者をうたうマルチ取引にご注意ください! (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210623_02.pdf



恋愛系マッチングアプリを悪用した勧誘に注意!! (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_240322_02.pdf



契約を解約・取り消す方法はクーリング・オフだけではありません! (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/consumer_transaction_cms1 01_241025_01.pdf



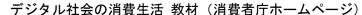
ネット通販での購入時には、 最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう ! (消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/notice03/assets/consumer_transaction_cms203_250116_03.pdf



美容医療を受ける前にもう一度(消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_002/assets/information_002_240202_01.pdf



https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_003/demonstration/materials/



若者の消費者トラブル 若者向け注意喚起シリーズ (独立行政法人国民生活センターホームページ)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html



若者を狙った投資勧誘に注意!(消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_230713_02.pdf



コラム Vol. 3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない! (消費者庁ホームページ) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/m ail/20231122/

